

## 国民年金のご案内 ～学生納付特例とお得な前納～

### 学生納付特例制度

20歳になると国民年金保険料の納付が必要です。ただし、学生の方には、在学中の保険料を社会人になってから納付することができる「学生納付特例制度」があります。

#### ■対象

大学（大学院）など各種学校に在学する学生で、本人の前年所得が一定額以下の方

#### ■学生納付特例の承認期間の扱い

老齢基礎年金を受けるための必要な期間（10年）に算入されますが、後から納めない限り年金額には反映されません。

#### ■手続き方法

市民課または支所で、▷年金手帳または個人番号の分かるもの ▷学生であることを証明するもの ▷印鑑（本人署名の場合は不要）を持って申請してください。

※扶養親族となっている方以外は、前年の収入の有無にかかわらず所得申告が必要です。  
※毎年度申請が必要です。

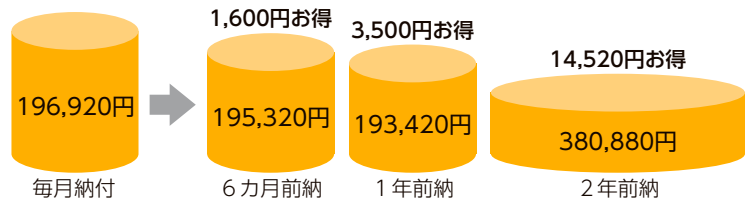
問 多治見年金事務所（☎②0255）または市民課保険年金係（☎④1346）

### 国民年金保険料の前納

国民年金保険料を1年間分（または半年分）前もって納める「前納」は、毎月納める手間が省け納め忘れもありません。さらに、割引がありお得です。

#### ■納付書で前納すると

2019年度…月額16,410円  
2020年度…月額16,540円



#### ■前納を希望する方は

▷毎月納付書で納めている方

日本年金機構から送られる「前納用納付書」で5月7日(火)までに納めてください。2年前納は年金事務所へ申し込みが必要です。

▷毎月口座振替で納めている方

振替方法を「2019（平成31）年4月分からの前納」に変更することはできません。早めに年金事務所へ連絡してください。納付書で前納を希望する方は年金事務所へ連絡し、届いた前納用納付書で5月7日(火)までに納めてください。

### 新制度

## 産前産後期間 国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者が出産した際、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まりました。

#### ■免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間 ※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間

#### ■対象

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

#### ■添付書類

▷出産前の届け出  
母子健康手帳など

▷出産後の届け出

原則不要 ※被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書などの出産日や親子関係を明らかにする書類が必要です。

問 多治見年金事務所（☎②0255）  
または市民課保険年金係（☎④1346）

## 犯罪被害遺児・交通遺児の方へ 激励金の支給

県では、毎年5月5日の「こどもの日」に合わせて激励金を贈っています。該当する方は連絡ください。

#### ■対象 次の全てを満たす方

▷①犯罪被害または②交通事故により、それまで生計を共にしていた父または母（すでに父母がなかった場合はそれに代わる方）を亡くした県内に居住する方

▷義務教育終了までの方および高等学校在学中（高等専門学校3年修了までの方、特別支援学校の高等部在学中の方を含む）で満20歳未満の方

※遺児となった後、養子縁組した方、もしくは父または母が再婚し生計を共にすることとなった方は除く。

※①については、国の犯罪被害給付制度で遺族給付金の支給裁定がされていることが必要です。

#### ■激励金の額（1人当たり）

▷乳幼児・小学生…15,000円 ▷中学生…20,000円

▷高校生など…25,000円

※申請時から毎年支給。基準日は5月5日

#### ■申込期限 4月24日(水)

申・問 生活環境課（☎④1328）